JCM REDD+プロジェクト補助事業 概要

~ 平成27年度 公募説明会 ~ 平成27年6月16日

(公財)地球環境センター(GEC)





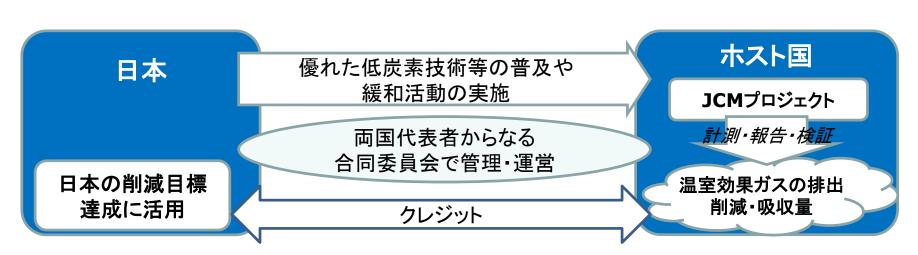
本日の説明内容

- ◆二国間クレジット制度(JCM)とは
- ◆環境省 平成26年度 REDD+実証調査
- ◆事業の目的•要件
- ◆事業の概要
- ◆ 事業の対象国
- ◆ 応募の条件
- ◆ 応募方法
- ◆ 審査の実施
- ◆ 採択審査基準
- ◆ 予定スケジュール(目安)

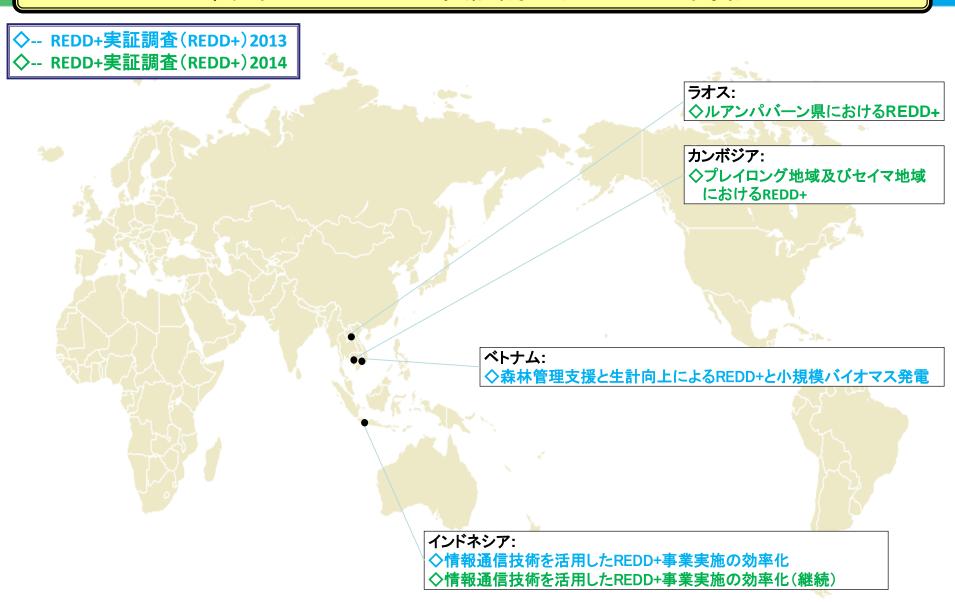


二国間クレジット制度(JCM)とは

- ▶ 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- ▶ 日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証 (MRV)方法論を適用し、定量的に適切に評価し、日本の排出削減目標の 達成に活用。
- ➤ CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



環境省JCM REDD+実証調査(2013~14年度)





事業の目的・要件

<背景>我が国が提案しているJCMにより、途上国における新たな排出削減 事業の発掘と低炭素社会の支援を推し進めるためには、JCMのプロジェクト を着実に実現していくことが重要。

REDD+実証調査/JCM FS(平成26年度まで)

JCM を活用してREDD+を行うため、プロジェクトの実施計画・資金計画の立案と当該 プロジェクトに適用可能な方法論の開発及び実証を行うこと。

JCM REDD+プロジェクト補助事業

- ①森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可 能な森林経営、森林炭素蓄積の増強(REDD+)に向けた活動を行うとと もに、JCMを通じて我が国の削減目標達成に貢献すること。
- ②事業の実施が事業実施国の環境・社会に悪影響を及ぼさないこと。
- ③事業効果として、温室効果ガス吸収・排出回避量を定量的に算定・検 証できること。
- ④日本国からの他の補助金を受けていないこと。
- ⑤事業がJCM事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発 行される可能性があると合理的に見込まれること。



事業の概要(昨年度との差異)

	JCM REDD+実証調査 (平成26年度まで)	JCM REDD+プロジェクト補助事業 (平成27年度)
対象分野	途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の増強(REDD+)	
区分	委託調査(環境省と契約締結)	補助事業(環境省より交付決定)
内容	 JCMプロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、 実施計画、運営計画、実施体制、MRV体制等を立案 すること。 JCM合同委員会での承認を目的としたJCM方法論案 を構築すること 当該JCM方法論案を用いて、CO2 排出回避量等を 実測すること。 ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し 説明すること。 	 事業の実施のための詳細設計。 継続的かつ適正なMRV体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入。 クレジット発行に必要な手続き(方法論・PDD・モニタリングレポート作成等)の実施。 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係者・団体・地方自治体及び周辺住民等(現地関係者)の普及啓発。 森林減少・劣化の要因となる活動を抑制するために必要な森林との共生手段確立にむけた現地関係者への技術移転及び訓練。
予定期間	契約締結日から平成27年3月2日まで	交付決定日から平成28年3月4日まで
上限額	1件当たり 2,000万円(H26年度税込)	1件当たり4,000万円(税金は対象外)
対象経費	①人件費 ②業務費(諸謝金·旅費·消耗品費·印刷製本費·通信運搬費· 借料損料·会議費·賃金·雜役務費·外注費·共同実施費) ③一般管理費	①人件費 ②業務費(設備費・賃金・共済費・旅費・印刷製本費・通信交通 費・雑役務費・委託料・借料及び損料・消耗品費及び備品購入 費)



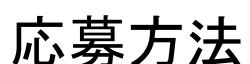
事業の対象国

気候変動枠組条約(UNFCCC)を批准しており、かつ、JCMの実 施に可能性のある途上国とし、JCMを開始するための二国間文 書に署名した国及び署名することに関する決定がなされた以下 の国を優先します。(平成27年6月12日現在)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、 ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、 カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、タイ

応募の条件

- (1)次の(a)~(c)のいずれかに該当すること。
 - (a) 民間企業
 - (b) 独立行政法人通則法(平成11 年法律第103 号)第2 条第1 項に規定する 独立行政法人
 - (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (d)学校法人及び国立大学法人
 - (e)法律により直接設立された法人
 - (f) その他環境大臣が適当と認める者
- (2)国際コンソーシアム(日本法人と外国法人等により構成され、事業実施を効率的に推進する組織)の代表事業者であること。
- (3)事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (4)事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (5)事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6)明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- (7)別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (8)事業を自ら行い、かつ、事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者であること。
 - ※2者以上の者が共同で事業実施する場合は、その代表者が一括して応募すること。



・応募書類の提出期限

平成27年7月6日(月)午後3時 必着

- ※持参または郵送(書留等の配達記録が残るものに限る)
- ※ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は不可

・ 応募書類の提出先(事務局)

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階 公益財団法人 地球環境センター 東京事務所 調査事業グループ 山本・村山

・応募に関するご質問

受付期限:平成27年6月18日(木)午後5時まで

受付方法:電子メールにて、以下アドレスに送信ください

E-mail: cdm-fs@gec.jp

回答方法:受付終了後1週間程度で、以下事務局ウェブサイトに掲載します。

http://gec.jp/



・ 審査の方法

- > 一次審査
 - 事務局による事前書面審査・ヒアリング審査
 - ※必要に応じて、追加資料の提出等を求めることがあります。
 - ※ ヒアリング審査は、応募締切後2週間以内を目途に実施します(実施日程は 事務局より通知)。ヒアリングを実施しない場合もあります。
- > 二次審査
 - 一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成する公募審査委員会による書面審査

• 採択要件•審査項目

採択審査基準に基づく採点を行います。採点結果をもとに、対象国や対象分野も考慮し、 予算総額の範囲内において選定し、採択案件を決定(内示)します。

・ 採択結果の公表

- ➢ 採択・不採択の結果については、応募団体(提案書に記載のある住所)に文書で通知します。(平成28 年7 月下旬を予定)。
- 合わせて、採択案件の事業・調査名及び団体名を環境省から公表します。
- ▶ 採択/不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。



採択審查基準 概要

A.基礎審査

- ①応募者が交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ②提案内容が、交付要綱、実施要領及び公募要領の要件を満たしているか
- ③JCMを通じて確実な温室効果ガス(GHG)の吸収及び排出回避が期待できるか
- ④プロジェクトがホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、

A.基礎審査 で全ての項 目を満たす



B.評価審査

(50点)

- ①プロジェクト実施体制の確実性(35点)
- (A)応募者のJCMに対する理解、応募者の経営健全性及び代表事業者としての事業実施能力(10点)
- (B)事業計画(事業スケジュール、実施サイトの決定、許認可取得の確実性を含む)の実現可能性、資金調達の確実性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているかを含む)(20点)
- (C)国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び 資金負担についての意思決定の状況(5点)
- ②プロジェクトによるGHGの吸収及び 排出回避 (15点)
- (D)GHGの吸収及び排出回避量(10点)
- (E)方法論の考え方(5点)
- ③REDD+プロジェクト補助事業の実施計画の妥当性
- (F)活動による効果(20点)
- (G)現地政府・地方自治体における位置づけ(10点)
- (H)経費内訳(10点)

B.評価審査 に進む



審査項目に基づく採点



対象国等も考慮



採択案件決定



予定スケジュール(目安)

日 程	REDD+プロジェクト補助事業
平成27年6月12日(金)	公募開始
平成27年7月6日(月)	応募締切
平成27年7月上旬~中旬	一次審査・二次審査実施
平成27年7月下旬	審査結果の通知
平成27年8月上旬	交付申請•事務処理説明会
平成27年8月上旬~中旬	交付申請書の提出
平成27年8月中旬~9月上旬	交付決定・事業の開始
平成27年8月頃 ~平成28年2月	事業の実施 ・月次報告書の提出 ・現地調査報告書の提出
平成28年3月4日	事業の終了
平成28年3月中旬~下旬	完了実績報告書の提出
平成28年4月末	環境省による補助金支払
平成29年~31年 毎年4月末迄	プロジェクト実施状況報告書の提出 *JCM事業としてプロジェクト登録された後は不要



言清願 ありがとうございました!

<本件窓口>

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 調査事業グループ

担当:山本/村山

E-mail: cdm-fs@gec.jp

TEL: 03-6801-8860

